



(2) 7月の行事等の予定について

(各課)

(開会 午後2時00分)

教育長職務代理者 事務局	令和3年第7回宇佐市教育委員会の開会を告げる。 (令和3年第6回の会議録を読み上げる) 令和3年第6回の会議録を各委員に諮り、承認される。
教育長職務代理者 教育総務課長	議第50号宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会委員の委嘱について、教育総務課に説明を求める。 議第50号宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会委員の委嘱について、ご説明します。2Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教育長職務代理者 学校教育課長	何か質問はありませんか。 ないようですので、議第50号宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会委員の委嘱については、承認とし、次に議第51号令和3年度宇佐市特別支援教育推進委員会委員の委嘱について、学校教育課に説明を求める。 議第51号令和3年度宇佐市特別支援教育推進委員会委員の委嘱について、ご説明します。5Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教育長職務代理者 委員	何か質問はありませんか。 規則の条文第3条2項(1)に関係医療機関の医師及び知識経験者とありますが、他の規則等の条文では学識経験者としていることが多いようですが、区別はどのようにしているのですか。
学校教育課長 委員 学校教育課長 教育長職務代理者	基本的には同じ意味合いではあります。 任期はいつからいつまでですか。 承認から1年間です。 ほかに質問はありませんか。 ないようですので、議第51号令和3年度宇佐市特別支援教育推進委員会委員の委嘱については、承認とし、次に議第52号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第52号指定校変更について、ご説明します。8Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教育長職務代理者	何か質問はありませんか。

ないようですので、議第52号指定校変更については、承認とし、次に議第53号宇佐市民図書館協議会委員の任命について、図書館に説明を求める。

図書館長

議第53号宇佐市民図書館協議会委員の任命について、ご説明します。9Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教育長職務代理者

何か質問はありませんか。

ないようですので、議第53号宇佐市民図書館協議会委員の任命については、承認とし、次に議第54号令和3年度宇佐市立宇佐学校給食センター運営委員会委員の委嘱(任命)についてと、議第55号令和3年度宇佐市立南部学校給食センター運営委員会委員の委嘱(任命)についてを一括して、学校給食課に説明を求める。

学校給食課長

議第54号令和3年度宇佐市立宇佐学校給食センター運営委員会委員の委嘱(任命)についてと、議第55号令和3年度宇佐市立南部学校給食センター運営委員会委員の委嘱(任命)についてを一括して、ご説明します。11~13Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教育長職務代理者

何か質問はありませんか。

ないようですので、議第54号令和3年度宇佐市立宇佐学校給食センター運営委員会委員の委嘱(任命)についてと、議第55号令和3年度宇佐市立南部学校給食センター運営委員会委員の委嘱(任命)については、承認とし、次に報告第1項令和3年6月第4回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、教育次長に説明を求める。

教育次長

令和3年6月第4回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、ご説明します。

昨日6月議会が閉会しました。今回一般質問については、全部で13名の議員が質問をされ、うち8名の議員から教育委員会関係のご質問を頂いたところです。その質問内容と回答について、ご報告します。

(詳細は議案に記載)

教育長職務代理者  
委員

何か質問はありませんか。

複式授業改善臨時講師、多人数学級支援教員、習熟度別学習指導教員、特別支援教育支援員の未配置10名の内訳は。

学校教育課長

複式授業改善臨時講師は1名、多人数学級支援教員は3名、習熟度別学習指導教員は5名、特別支援教育支援員は1名で

す。特別支援教育支援員については、最近応募があり未配置は0人になる予定です。

委員 多人数学級支援教員、習熟度別学習指導教員は、ここ数年いつも足りていないようですが、その影響は出ていないのですか。

学校教育課長 影響はもちろん出ています。本来予定していた多人数学級支援教員が入れば、1クラス40人近くの子どもを2クラスに分けることができますが、入らなければ1クラス40人近くを1人でということになります。すべての教科ではないのですが、影響は大きいかと思います。

委員 複式授業改善臨時講師1名足りていない学校は、複式授業を取り入れているのですか。

学校教育課長 はい、複式授業を行っています。

教育長職務代理者 ほかにも質問はありませんか。

委員 非常にわかりやすく丁寧に回答されていると思います。

その中で、この前ブラック校則のことについてテレビで放映されていました。それぞれ校長会、教職員、PTA関係等と話し合いながら校則としてルール化しているというリポートがありましたが、実際のところはどうなのでしょう。それぞれ学校によって校則は違うのですか。もし、校則を変更する場合は、事前に他の学校との連携もあるのでしょうか。児童会や生徒会にも事前に声掛けをするのでしょうか。

学校教育課長 高校生の生徒手帳に載っているような校則というものは基本的にはありません。ここでいう校則というのは、学校生活の決まりというものです。学校ごとに地域性や今までの経緯、子どもたちの様子等を考慮したもので、すべて統一されたものではありませんが、ほぼ似た内容になっています。実際には、生徒会でここは変えた方がいいなというところは学校によって違いますし、生徒会も一緒に考えて話し合っている学校もあるようです。

教育長職務代理者 ほかにも質問はありませんか。

委員 学校給食の量が少ないという質問ですが、給食残滓のほうが課題が大きいと思っていたのですが。SDGsの取組などで給食残滓ゼロに取り組む学校が増えていると思うのですが、コロナが長引いて、ひとり親世帯など弱いところにしわ寄せがきている中で、水面下で子どもの貧困が進行しているのではないかということが危惧されます。食による栄養というのが子どもの集中力に影響してくると思うので、今の時代の

子どもたちの貧困を乗り越えていくという意味で、できる限りの栄養を高めていくことは、給食が一番直接的にできる場所かと思うのですが。

学校給食課長

まず給食の量ですが、昨年の9月に学校でご飯の量が多いという意見があり、アンケートを取りました。ほぼ全部の小中学校がご飯の量が多いということで、今年1月から精米で5グラム、炊いたご飯では10グラム減らしております。1食当たり中学校270円、小学校240円の給食費をいただいております。ご飯を減らした分をおかずに若干お金をかけられる状況です。献立委員会等の中で栄養価は必要だが残してしまっただけは、そういう献立はどうかという部分まで協議しております。他の議員からも質問がありましたので、南部学校給食センターと統一されていない部分も合わせて、調理員、栄養士と協議しているところです。

教育長職務代理者  
委員

ほかに質問はありませんか。

16Pの質問ですが、スクールセクハラ防止委員会設置とありますが、わいせつとかセクハラというのは、男性教諭が、訴えることができないような低学年の子どもに立場を利用してという構図が浮かぶと思うのですが、今、多様性の時代なので違う場合があるのではないかと。男子児童の方が色々被害を受けていると言えないということもあるようです。何か取組や認識は。

学校教育課長

スクールセクハラについては、毎日1件は新聞報道等であるくらい全国的にも多い状況ですが、最近の事例の中で男性教員が女児にという場合、逆の場合もありますし、男性教員が男児にという事例も挙げられています。基準というものは、はっきりとしない部分もありますが、いじめと同じような構図かと思っております。相手が嫌だと思ったらというのが第一歩かと思っております。内容については、様々な事例がありケースバイケースではありますが、とにかくあってはならないことです。各学校でしっかり見守っていくことを校長所長会等で話しております。

委員

スクールセクハラの件で、教師ではないのですが、社会体育の講師がわいせつ事件で実際逮捕されたニュースを耳にしました。教師ではない外部講師として部活等に入っている人が、何か問題を起こしたときのチェック体制はあるのでしょうか。

学校教育課長

基本的にはそれぞれの学校を含むすべて学校に関係する部活

動の指導員等は、学校長を通じてということは可能です。しかし、社会体育は学校教育とは別のものになるので、それぞれの部署で対応はしていかなければいけないのですが、対応の内容は承知しておりません。

教育長職務代理者

ほかに質問はありませんか。

ないようですので、次に報告第2項7月の行事等の予定について、各課に説明を求めます。

(詳細は議案に記載)

何か質問はありませんか。

その他何かありませんか。

教 育 次 長

教育委員について、河野委員が9月7日で任期満了となります。昨日の市議会最終日に教育委員会委員の任命について、追加の議案を提出させていただきました。後任として小野裕美子氏を提案し、市議会で同意をいただいたところであります。

教育長職務代理者

何か質問はありませんか。

ほかにありませんか。

ないようですので、次回教育委員会の日程について

事 務 局

次回教育委員会の日程について、7月30日午後2時から34会議室で如何でしょうか。

教育長職務代理者

7月30日午後2時からでよろしいでしょうか。

各委員に諮り確認のうえ、第7回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後3時08分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。